

参考1

附属明細書の考え方

- 現行基準に基づいて作成が求められている各種の別表・附属明細表などを共通フォームに統一し、社会福祉法人に必要な内容に整理する。
- 就労支援事業を行っている法人は、上記の他、適正な工賃算定のために製造原価などの必要最小限の事項を明細書として作成する。

◆ 現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表 等

◆ 新基準

- (1) 全事業に係る附属明細書
 - ・ 基本財産およびその他の固定資産の明細書
 - ・ 引当金明細書
 - ・ 拠点区分資金収支内訳表
 - ・ 拠点区分事業活動内訳表
 - ・ 借入金明細書
 - ・ 受取寄附金明細書
 - ・ 受取補助金明細書
 - ・ 事業区分間及び拠点区分間資金異動明細書
 - ・ 基本金明細書
 - ・ 国庫補助金等特別積立金明細書
 - ・ 積立金・積立預金明細書
- (2) 就労支援事業に係る附属明細書
 - ・ 就労支援事業製造原価明細書
 - ・ 販売費及び一般管理費明細書

- 現行の会計基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、9項目を追加し、16項目に拡充。
 また、法人全体その他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。
 (下記☆印の項目は拠点区分では記載不要)。

◆ 現行基準で規定する注記事項

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針変更、その理由及び影響額
- ③基本財産の増減内容及び金額
- ④基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥重要な後発事象の内容及び影響額
- ⑦その他必要な事項

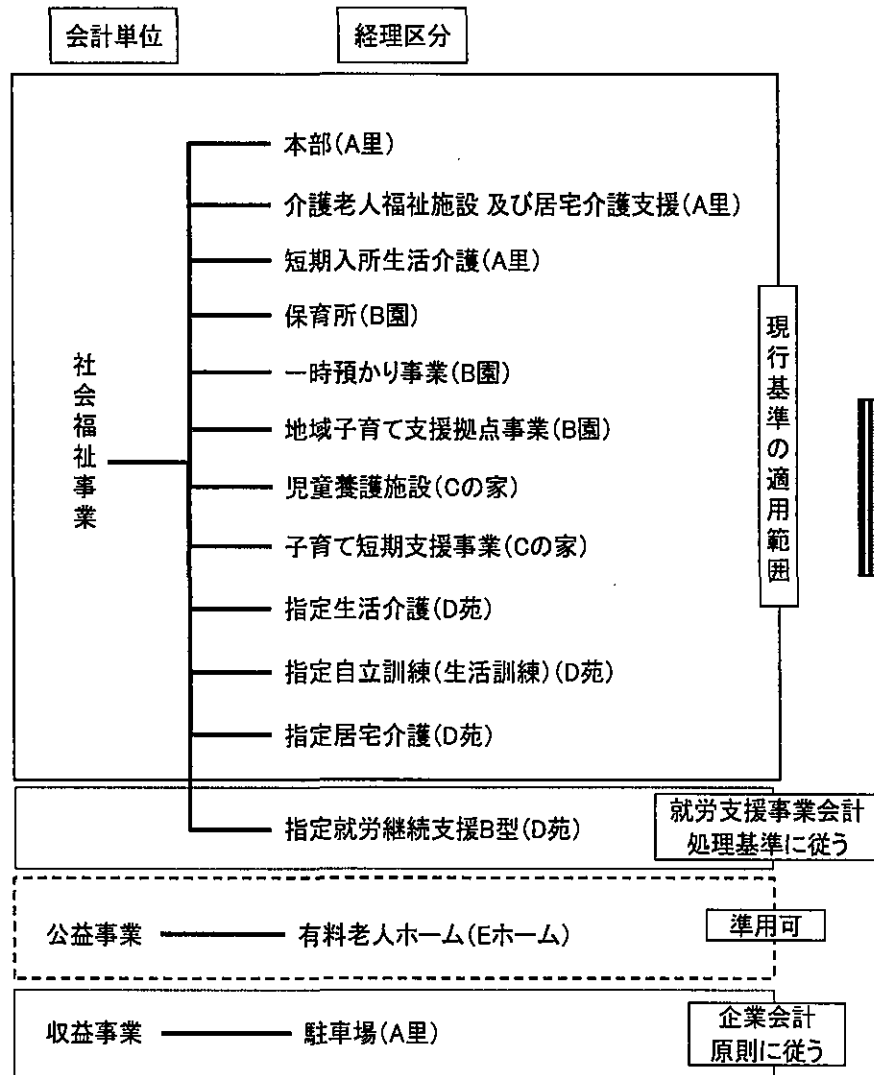


◆ 新基準(素案)で新たに加えた注記事項

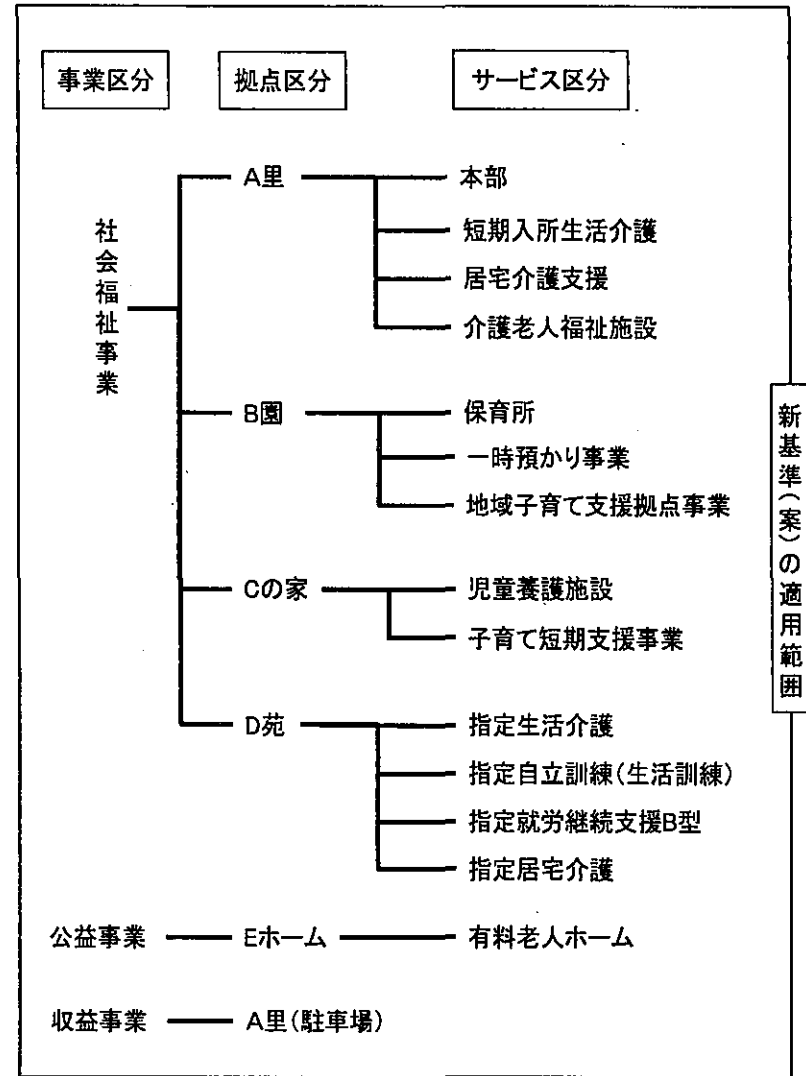
- ☆①継続事業の前提に関する注記
- ②法人で採用する退職給付制度
- ③拠点区分・サービス区分の設定方法等
- ④減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
- ⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
- ☆⑥保証債務等の偶発債務
- ⑦満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ⑧国庫補助金等の内訳、増減額、残高等
- ☆⑨関連当事者との取引内容

参考3-① 「区分方法の変更」の事例による説明①

現行基準



新基準(素案)



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

参考3-②

（「区分方法の変更」の事例による説明②）

拠点	各拠点で運営している事業
A里	<p>介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。</p> <p>また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。</p> <p>さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。</p>
B園	<p>「保育所」。「一時預かり事業」及び「地域子育て支援拠点事業」も実施。</p>
Cの家	<p>「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。</p>
D苑	<p>障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練（生活訓練）」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。</p> <p>また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。</p>
Eホーム	<p>「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。</p>

参考4-① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

(ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

→現行の会計基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定時において固定資産以外も計上できるように変更するものとする。

(イ) 4号基本金の廃止

→基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として收受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

(ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

→施設・設備整備費の国庫補助金等については、一旦国庫補助金等特別積立金に積立て補助対象資産の償却期間にわたって取崩すことにより、損益の平準化を図るものとする。

(注)現行の会計基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還補助金が含まれていなかった(一方で指導指針には含めていた)が、これは実質的に施設・設備整備補助に相当するため、追加するもの。

参考4-② 引当金の範囲

- 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほか、④その他引当金が認められていた。
- しかし、上記④その他引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

◆ 現行基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他引当金

◆ 新基準(素案)

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

参考4-③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

○ 資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)にならび、たとえば以下の会計手法を導入する。

(ア)1年基準(ワン・イヤー・ルール)

→ 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金・支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準

(イ)金融商品の時価会計

→ 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法

(ウ)リース会計

→ 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、リース債務を負債として財務諸表に計上する手法

(エ)退職給付会計

→ 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する手法

(オ)減損会計

→ 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法

(カ)税効果会計

→ 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注)簡便な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

参考4-④ 退職共済制度の取扱いの明確化

- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、退職共済預け金と同額を退職給付引当金に計上する処理方法に統一する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

◆ 現行会計処理方法

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理。

②都道府県等の実施する制度
退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。

③採用している退職手当制度
従来、注記なし。

◆ 新基準(素案)

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理(変更なし)。

②都道府県等の実施する制度
掛金額を退職共済預け金として資産計上し、同額を退職給付引当金に計上する(処理方法を統一)。

③採用している退職給付制度
財務諸表の注記に明示。

参考4-⑤ 共同募金配分金等の取扱い

- 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。
- 受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、従前と同じく寄附金として処理を行うものとする。

(注)共同募金配分金等については、現行会計基準では取扱いが明示されておらず、指導指針では①一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、②受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

◆ 現行指導指針

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金：寄附金として処理
- ②特別配分金：明記なし
- ③受配者指定寄附金：寄附金として処理

◆ 新基準(素案)

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金：民間団体からの助成金と同様の処理
- ②特別配分金：民間団体からの助成金と同様の処理
- ③受配者指定寄附金：寄附金として処理

(1) 移行期間終了をもって廃止の方向

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援施第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
(昭和51年3月31日付け社施第25号 社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 4 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について
(平成12年12月19日付け社援施第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 5 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援発第555号 社会・援護局長通知)
- 6 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」
(平成13年3月29日付け社援保発第23号・障障発第12号・障精発第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 7 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」
(平成12年2月17日付け社援施第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

(2) 社会福祉法人以外の事業者にも適用されるものとして存続する方向

- 8 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」
(平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 9 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 10 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」
(平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 11 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」
(平成18年10月2日付け社援発第1002001号 社会・援護局長通知)
- 12 「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」
(平成19年7月31日付け障障発第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)

社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案

事例 — 会計担当理事による保育所運営費の着服事案 —

1 事案の概要

保育園（認可保育所）を設置運営する法人について、当該法人の内部調査の結果、会計担当理事による保育所運営費の着服が判明した。

法人からの報告を受け、特別監査を実施した結果、使途不明金を確認。

法人は、使途不明金一部について着服を認めた同理事を解任。

2 所轄庁の特別監査

① 平成20年4月～5月までの間、特別監査を実施（計5回）

② 特別監査において確認した内容

ア 使途不明金について

- ・ 会計書類等を精査した結果、使途不明金を確認。
- ・ これらは、架空経費の計上や正規の経理処理を経ず無断で預金が引き出されたことにより発生したもの。
- ・ 法人には、会計担当理事の他に会計に関する知識を持つものがない。
- ・ 会計担当理事は、使途不明金の一部について、私的流用したことを認めていない。
- ・ 法人は理事会で刑事告訴を決定し、所管警察署と協議中。

イ 会計処理の状況について

- ・ 実質的に会計担当理事に処理を任せきりにしていた。
- ・ 預金通帳、キャッシュカードといった預金の管理体制についても不十分。
- ・ 複数の者で確認を行うべき会計処理の基本原則が遵守されておらず、内部牽制体制が機能していない状況。

ウ 法人運営体制について

- ・ 財務管理について、会計担当理事に一任しており、理事会、監事の機能が形骸化している状況。

③ 法人に対し、1ヶ月間の報告期限を課した上で、是正改善命令を発出（5月）。

④ 是正改善命令の内容

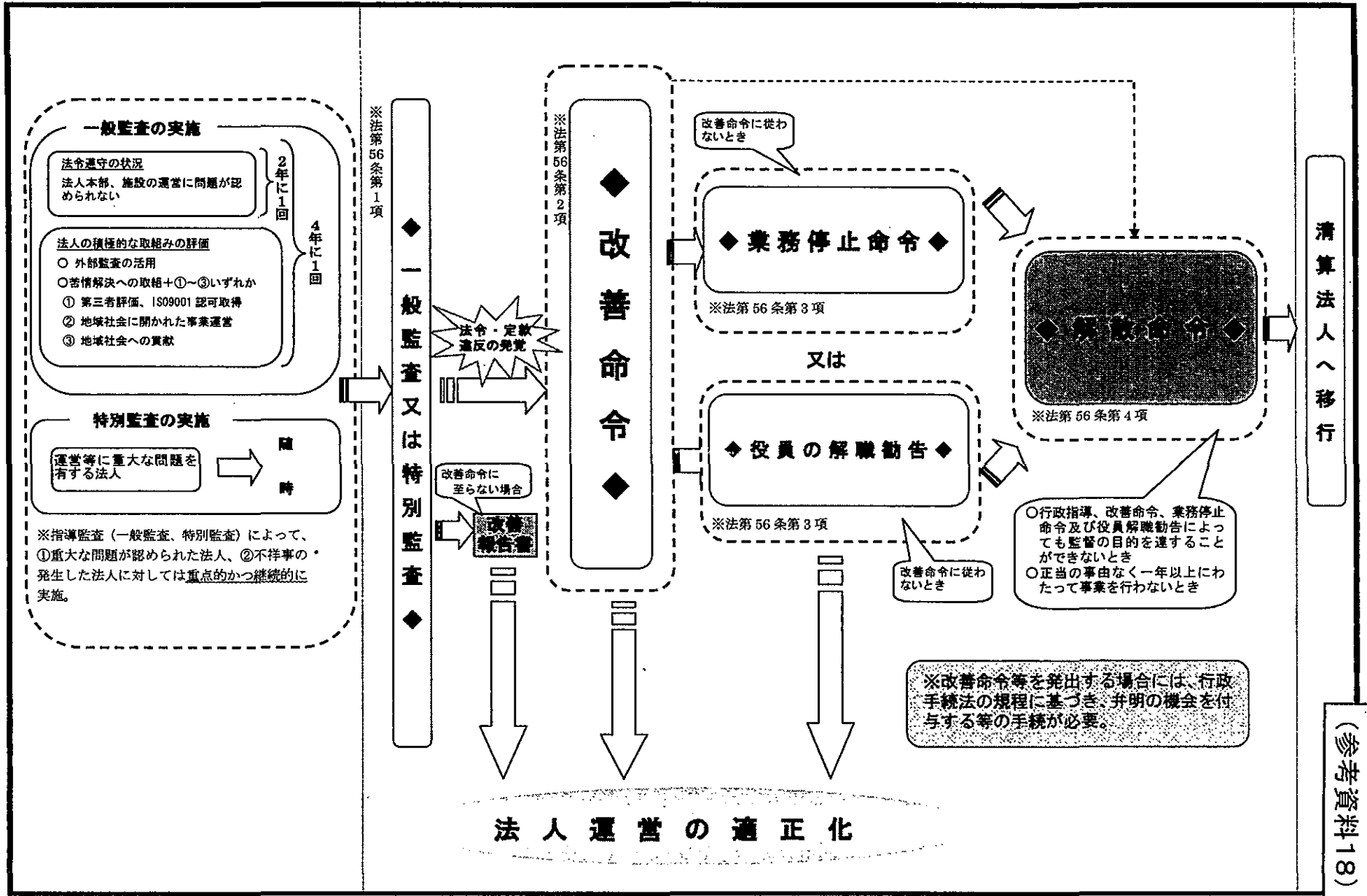
社会福祉法第56条第2項の規定に基づく、

- ・ 会計担当理事に対し、法人資産（施設運営費）の返還請求
- ・ 適正な会計処理を行うための会計組織の再構築
- ・ 適正な法人運営を行うための理事会、監事の機能確立

3 法人の改善措置内容

- ① 会計担当理事から法人資産の一部返還、理事長及び副理事長から未返還部分を立替え補填。
- ② 会計担当理事に対し、引き続き刑事・民事両面からの責任追及・返還請求
- ③ 事務職員を増員するなど、日々の会計処理体制を強化。
- ④ 新たに選任した会計担当理事により毎週、会計処理状況を確認。
- ⑤ 会計事務所と顧問契約を締結し、毎月、会計処理状況の外部監査を実施。
- ⑥ 理事に法人・施設運営に精通した他保育所の施設長、学識経験者を選任。
- ⑦ 監事に社会福祉法人の会計に精通した他保育所の施設長を選任。

社会福祉法第 56 条に基づいた法人の改善措置等の流れ (例示)



○第三者評価の受審件数(都道府県別)

平成21年6月29日

No.	都道府県	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	都道府県別 4年間合計数
1	北海道	0	1	9	20	30
2	青森県	5	19	34	12	70
3	岩手県	9	15	21	29	74
4	宮城県	0	0	0	3	3
5	秋田県	0	0	4	1	5
6	山形県	0	2	2	1	5
7	福島県	0	0	3	8	11
8	茨城県	1	2	6	3	12
9	栃木県	1	8	6	6	21
10	群馬県	16	11	8	11	46
11	埼玉県	8	22	26	25	81
12	千葉県	0	3	81	28	112
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	6,304
14	神奈川県	37	100	131	163	431
15	新潟県	0	0	0	7	7
16	富山県	9	18	7	4	38
17	石川県	0	42	38	32	112
18	福井県	0	3	2	4	9
19	山梨県	1	10	4	7	22
20	長野県	2	15	9	29	55
21	岐阜県	7	19	10	4	40
22	静岡県	47	38	45	40	170
23	愛知県	3	25	39	60	127
24	三重県	19	7	13	16	55
25	滋賀県	0	0	3	4	7
26	京都府	80	115	254	185	634
27	大阪府	9	31	80	60	180
28	兵庫県	20	25	51	52	148
29	奈良県	0	0	0	4	4
30	和歌山県	0	0	2	10	12
31	鳥取県	0	15	18	20	53
32	島根県	0	1	4	1	6
33	岡山県	0	0	0	3	3
34	広島県	0	0	0	1	1
35	山口県	41	39	25	14	119
36	徳島県	0	0	0	6	6
37	香川県	0	0	8	2	10
38	愛媛県	0	0	4	8	12
39	高知県	0	2	1	3	6
40	福岡県	0	0	0	5	5
41	佐賀県	0	4	1	2	7
42	長崎県	0	3	12	6	21
43	熊本県	0	21	22	27	70
44	大分県	11	14	18	14	57
45	宮崎県	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	9	5	4	18
47	沖縄県	0	0	2	4	6
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,765	9,225

※全国施設数 出典:

平成17～19年「社会福祉施設等調査報告」および「介護サービス施設・事業所調査」
(厚生労働省大臣官房統計情報部)

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した。

